

三芳町 地域防災計画改訂方針及び主要修正事項(案)

《三芳町地域防災計画の位置づけと見直しの必要性》

1. 三芳町地域防災計画の位置づけ

三芳町地域防災計画は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第 42 条に基づき、三芳町防災会議が作成する計画で、町の防災・減災対策の基本となるものです。各種の災害を未然に防止し、また、災害が発生した際の被害の拡大を防ぎ、適切かつ迅速に災害の復旧・復興を図るために、本町の地域に係る予防計画、応急対策計画及び復旧計画に関する事項を定めています。本計画に基づき、町・県・防災関係機関がその有する機能を発揮し、防災対策を実施することにより、防災の万全を期するものです。

参考：災害対策基本法（抜粋）

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2. 三芳町地域防災計画見直しの必要性

我が国では、近年、東日本大震災における地震・津波の被害に加え、豪雨や大雪、竜巻などの災害が多発しています。これら既往の災害から得られた教訓や知見等を踏まえ、国における法律の制定や改正、各種計画の見直し、様々な報告がなされており、埼玉県においても被害想定が見直されるとともに、県地域防災計画の修正が行われました。

これら関連する法規・計画・制度の改定に加え、三芳町における防災対策の現状を踏まえ、以下に示す事項に対応して三芳町地域防災計画の修正を行うことが求められています。

- （1） 前計画以降の災害対策基本法その他国の制度改正の反映
- （2） 前計画以降の埼玉県地域防災計画の修正及び地震被害想定の変更の反映
- （3） 三芳町地域防災初期行動マニュアルをはじめとした前計画以降の町での災害対策の現状の反映
- （4） その他東日本大震災、大規模自然災害を受けた対策の明記
- （5） 団体機関名称・組織体制・関連制度・協定・連絡先等の時点修正・追加

《三芳町地域防災計画改訂方針》

1. 住民の身体・生命を守る対策の充実

町民の生命、身体を災害から保護することは、行政組織として最も重要な責務であり、地域防災計画における最も基本的な目的となります。そのため、住民の生命・身体を災害から守る事前・事後の対策の充実を図ります。

- ①勤務時間外発災を想定した緊急避難対応班の設置
- ②避難行動要支援者（災害時要援護者）の地域と協働した避難支援体制の構築（三芳町災害時要援護者避難支援プランの反映）
- ③避難勧告・指示における屋内退避行動の明記
- ④法に定める指定緊急避難場所・指定避難所の明示

2. 被災者支援体制の構築・強化

大規模災害では、避難生活の長期化、住宅や仕事を失った住民の生活再建等、災害対応の長期化は避けられません。しかしながら、被災された住民が可能な限り速やかに日常生活を取り戻せるよう、被災者支援体制の更なる強化を図ります。

- ①住家被害調査体制の強化
- ②被災者台帳の整備・運用体制の構築
- ③罹災証明交付体制の強化
- ④被災者ニーズの多様性を踏まえた備蓄品や物資調達体制の見直し
- ⑤避難所の運営体制における女性の視点の導入

3. 三芳町の地域特性を生かした自助・共助体制のさらなる強化

町と住民・地域が非常時にしっかりと連携がとれるよう、町が平成24年に作成した『三芳町地域防災初期行動マニュアル』を踏まえ、三芳町の地域特性を生かした自助・共助体制のさらなる強化を図ります。

- ①地区災害対策本部の設置と町災害対策本部の連携
- ②避難所開設・運営等における地域防災ネットワーク
- ③地域防災初期行動を円滑にするための情報通信及び物資・資機材の備蓄ほかハード環境の整備
- ④住民の責務の明記（食品、飲料水、その他生活必需品の備蓄、防災訓練への積極的な参加、災害教訓の伝承）
- ⑤避難行動要支援者を含む避難行動や避難所開設・運営を中心とした実践訓練等、防災訓練及び教育の充実
- ⑥災害におけるボランティアの役割の明記と連携体制の強化

4. 埼玉県被害想定調査結果の反映

計画の前提となる災害については、近年の国・県による最新の被害想定を反映した内容に修正します。また、各種対策についても、被害想定を踏まえたものとします。

- ①埼玉県による地震被害想定調査結果（H25年11月公表）の反映（東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震）
- ②中央防災会議首都直下地震被害想定WG報告の参考情報としての記述（都心南部直下地震、さいたま市直下地震等）
- ③各種被害想定を踏まえた対策（備蓄品、物資・燃料の調達、避難者対応、帰宅困難者対策等）

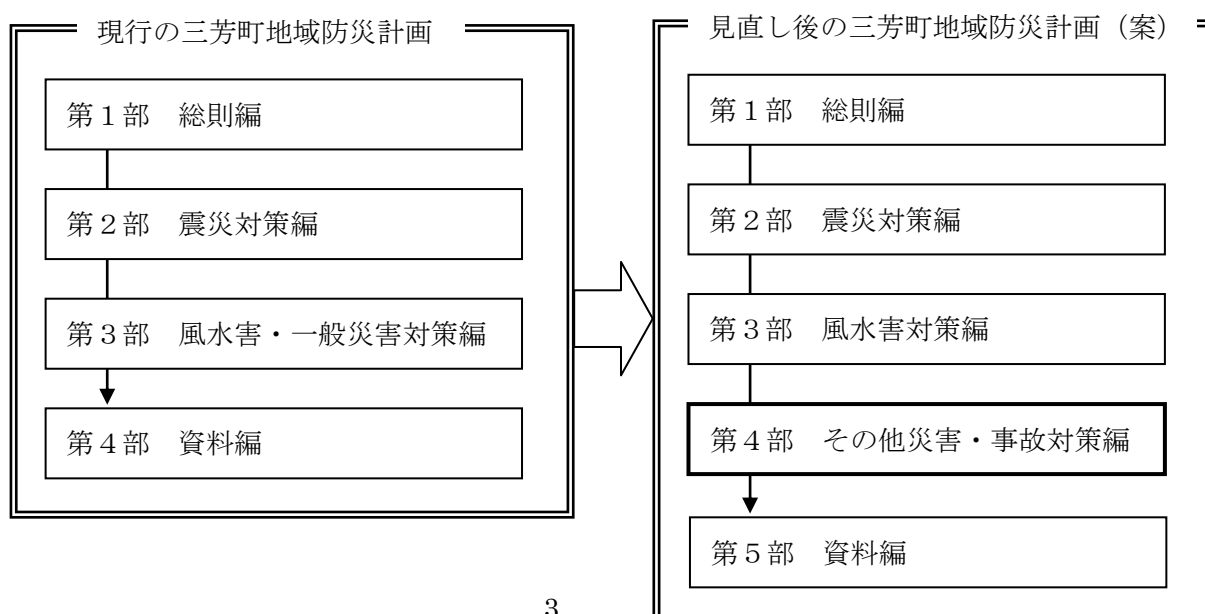
5. 広域災害、複合災害への対応の追加

東日本大震災から得られた教訓や知見等を踏まえた、広域災害、複合災害への対応方針を地域防災計画に明記します。

- ①遠隔自治体との災害に関する協定締結の推進
- ②広域的な応援・受援
- ③避難者の広域的一時滞在に関する計画
- ④町が大きな被災を受けた場合の国や県が応援・代行する具体的災害応急対策の内容・手続等の規定
- ⑤地震災害後に風水害の危険性が高まった場合等、複合災害を想定した避難所の見直しや再配置に関する計画

6. より分かりやすい地域防災計画

地域防災計画の分かりやすさ、使いやすさを高め、かつ県地域防災計画との対応が明確な計画とするために、以下のような構成の見直しを検討しています。



各部で対象とする災害の内容は次の通りです。

『**第2部 震災対策編**』:これまで同様の地震災害に加え、関連する広域災害や複合災害の内容を含めた編とします。

『**第3部 風水害対策編**』:暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水などに加え、災害対策基本法の改正で新たに災害の定義に加えられた、崖崩れ、土石流、地すべりを対象に追加しつつも、基本的には風水害に関する内容に特化した編とします。

『**第4部 その他災害・事故対策編**』:火山災害、凍霜害、大規模火災、危険物災害等これまで、『風水害・一般災害対策編』に記載されていた内容とともに、原子力発電所の事故をはじめとする放射性物質漏洩事故を対象に加え、地震災害、風水害以外の災害・大規模事故全般を対象とします。

7. 関連法規・制度・計画等の最新情報の反映

災害対策基本法及びその他国の制度改正、県地域防災計画の修正が進められており、地域防災計画の見直しにおいても、これら関連法規・制度・計画等の最新情報との整合を図っていきます。また、関係機関名称、組織体制、関連制度、防災に関する各種協定、連絡先等について、必要に応じて時点修正・追加を行い、最新情報を反映します。

- ①大規模災害からの復興に関する法律（特定大規模災害等の発生に伴う市町村復興計画作成～土地利用計画変更特例、開発・農地転用等許認可特例、土地区画整理事業等特例等）
- ②気象庁における大雨、暴風、暴風雪、大雪での特別警報の創設
- ③消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律
- ④竜巻・局地豪雨・豪雪・雷被害対策
- ⑤埼玉県・市町村被災者安心支援制度

（以下の主要修正事項（案）は審議継続中のため省略いたします）